

第5号議案 その他

木材資源リサイクル調査および広報活動推進委員会設置要領

(目的)

第1条 本会は、NPO 法人全国木材資源リサイクル協会連合会（以下、連合会という）の会員に有益な情報を迅速かつ的確に提供するため、木材資源のリサイクルに関する必要な調査および広報活動のあり方を検討することを目的に設置する。

(調査等)

第2条 本会の目的を達成するため、次の調査等を行う。

- ・ 木材資源(未利用資源を含む)の需給動向および需給予測に関すること。
- ・ 木質系リサイクルの需給動向及び需給予測に関すること。
- ・ 関係業界の活動状況に関すること。
- ・ 国等関係機関の施策に関すること。
- ・ その他、連合会事業の実施に必要な調査及び広報に関すること。

(委員等)

第3条 本会の委員は、原則として連合会会員から選任し、理事長が委嘱する。また、委員長は、連合会専務理事とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第5条 会議は、原則として月1回開催し各種調査等の具体的な手法検討を行うとともに、必要に応じて通信媒体で随時意見交換を行う。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、連合会事務所に置く。

附 則

この要領は、平成18年3月7日から施行する。